

## 総務省組織令の一部を改正する政令要綱

### 第一 総務省組織令の一部改正

当分の間本省に置くこととされている年金記録確認中央第三者委員会及び当分の間各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局にそれぞれ一置くこととされている年金記録確認地方第三者委員会を廃止するとともに、当分の間行政評価局及び同局行政相談課がつかさどることとされている年金記録確認中央第三者委員会の庶務に関する事務を廃止すること。（本則関係）

### 第二 年金記録確認第三者委員会令の廃止

年金記録確認第三者委員会令を廃止すること。（附則関係）

### 第三 施行期日等

一 この政令は、平成二十七年七月一日から施行すること。ただし、年金記録確認中央第三者委員会等の委員の任期に関する経過措置は、公布の日から施行すること。（附則関係）

二 この政令の施行の日の前日において年金記録確認中央第三者委員会又は年金記録確認地方第三者委員会の委員である者の任期は、廃止前の年金記録確認第三者委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、

その日に満了することとする。 (附則関係)